

令和4年度第2回

駿東田方圏域地域医療構想調整会議（駿東・三島田方）

日 時：令和5年2月15日（水）
午後6時30分～午後8時00分
方 法：オンラインによるWeb会議
（Zoom ミーティング使用）
ミーティング ID:773 919 5191
パスコード: 9202076

次 第

【 議 題 】

- 1 公立病院経営強化プランの策定について

【 報 告 】

- 1 非稼働病床の再稼働計画について
- 2 外来機能報告の開始時期の延期について
- 3 地域医療介護総合確保基金について
- 4 医療機能情報提供制度における全国統一システムの稼働について
- 5 地域医療連携推進法人東部メディカルネットワークへの参画について
- 6 療養病床の変更及び病床返還意向について

【その他】

【配布資料】

- ・委員名簿(駿東・三島田方)
- ・駿東田方構想区域地域医療構想調整会議設置要綱
- ・資料1：公立病院経営強化プランの策定について …P 1～
- ・資料2：非稼働病床の再稼働計画について …P 8～
- ・資料3：外来機能報告の開始時期の延期について …P 10～
- ・資料4：地域医療介護総合確保基金について …P 47～
- ・資料5：医療機能情報提供制度における全国統一システムの稼働について …P 52～
- ・資料6：地域医療連携推進法人東部メディカルネットワークへの参画について …P 55～
- ・資料7：療養病床の変更及び病床返還意向について …P 58～
- ・参考資料：病床機能報告における定量的基準「静岡方式」の導入

駿東 地域医療構想調整会議 委員名簿

No.	所属団体名等	役 職	氏 名	備 考
1	沼津医師会	会長	加藤 公孝	
2	御殿場市医師会	会長	齋藤 昌一	
3	沼津市歯科医師会	会長	竹内 純子	代理 庵原 専務理事
4	駿東歯科医師会	会長	吉田 雅昭	
5	沼津薬剤師会	会長	佐藤 哲哉	
6	北駿薬剤師会	会長	原田 義信	
7	静岡県看護協会東部地区支部	支部長	横山 直司	
8	沼津市立病院	院長	伊藤 浩嗣	
9	静岡がんセンター	院長	上坂 克彦	
10	静岡医療センター	院長	中野 浩	代理 岡崎 副院長
11	有隣厚生会富士病院	理事長	若林 良則	
12	東名裾野病院 みしゅくケアセンターわか葉	院長 理事長	木本 紀代子	
13	沼津中央病院	院長	杉山 直也	
14	健康保険組合連合会静岡連合会	副会長	芹澤 義夫	
15	静岡県老人福祉施設協議会	理事 地域ケア委員長	杉山 昌弘	
16	沼津市	市民福祉部長	久保田 弘行	
17	御殿場市	健康福祉部長	山本 宗慶	
18	東部保健所	所長	安間 剛	
19	御殿場保健所	所長	馬淵 昭彦	新任

三島・田方 地域医療構想調整会議 委員名簿

No.	所属団体名等	役 職	氏 名	備 考
1	三島市医師会	会長	吉富 雄治	
2	田方医師会	会長	土屋 和彦	
3	三島市歯科医師会	会長	三宅 秀樹	
4	田方歯科医師会	会長	村田 雄二郎	
5	三島市薬剤師会	会長	小島 真	
6	田方薬剤師会	会長	山田 慎二	
7	静岡県看護協会東部地区支部	支部長	横山 直司	
8	順天堂大学医学部附属静岡病院	院長	佐藤 浩一	
9	三島総合病院	院長	前田 正人	
10	伊豆赤十字病院	院長	吉田 剛	
11	三島東海病院	名誉院長	淵上 知昭	
12	N T T 東日本伊豆病院	院長	安田 秀	
13	三島森田病院	院長	森田 正哉	代理 緒形 副院長
14	健康保険組合連合会静岡連合会	理事	原田 幸男	
15	静岡県老人保健施設協会	幹事	伊藤 裕輔	
16	静岡県老人福祉施設協議会	東部支部監事	堀内 和憲	
17	三島市	健康推進部長	臼井 貢	
18	東部保健所	所長	安間 剛	

駿東田方構想区域地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

- 第1条 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の14第1項に定める「協議の場」として駿東田方区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。
- 2 調整会議は、駿東田方区域地域医療構想調整会議（駿東圏域）及び駿東田方区域地域医療構想調整会議（三島・田方圏域）の2会議とする。
- 3 駿東田方区域地域医療構想調整会議（駿東圏域）の対象地域は、沼津市、裾野市、御殿場市、清水町、長泉町、小山町とし、駿東田方区域地域医療構想調整会議（三島・田方圏域）の対象地域は、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町とする。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、静岡県東部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選により定める。
- 3 議長は、調整会議の会務を総理する。
- 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県東部保健所長が招集する。

(議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県東部保健所地域医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。